

木更津市条例第 49 号

木更津市立小中学校適正規模等審議会条例

(設置)

第 1 条 木更津市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正な規模及び本市域における適正な配置のあり方について必要な事項を審議するため、木更津市立小中学校適正規模等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の適正な規模及び本市域における適正な配置のあり方に関する事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (3) 住民自治組織を代表する者
- (4) 教育行政について関心を有する者として教育委員会が別に定める公募の方法により応募した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。